

(2) 国際英語学科(英語)

①教科及び教職に関する科目

教育職員免許法施行規則			本学該当科目						
科目	最低修得単位 ( )は高一種	本学が定める 最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考			
教科及び教科の指導法に関する科目	英語学	28 (24)	46	英語研究入門	2°	1～3	国際英語学科専攻科目		
				English in the World	2°	1～3	国際英語学科専攻必修		
	英語文学			英語圏文学入門	2°	1～2	国際英語学科専攻科目		
				English Production and Fluency A I	2°	1～3	国際英語学科専攻必修		
	英語 コミュニケーション			English Production and Fluency A II	2°	1～3	国際英語学科専攻必修		
				English Production and Fluency AIII	2°	2～3	国際英語学科専攻必修		
				English Production and Fluency AIV	2°	2～3	国際英語学科専攻必修		
				English Production and Fluency B I	2°	1～3	国際英語学科専攻必修		
				English Production and Fluency B II	2°	1～3	国際英語学科専攻必修		
				English Production and Fluency BIII	2°	2～3	国際英語学科専攻必修		
				English Production and Fluency BIV	2°	2～3	国際英語学科専攻必修		
				English Production and Fluency C I	2°	2～3	国際英語学科専攻必修		
				English Production and Fluency C II	2°	2～3	国際英語学科専攻必修		
				English Reading and Listening I	2°	2～3	国際英語学科専攻必修		
				English Reading and Listening II	2°	2～3	国際英語学科専攻必修		
				English to Go I	2°	1～3	国際英語学科専攻必修		
				English to Go II	2°	1～3	国際英語学科専攻必修		
				English to Go III	2°	2～3	国際英語学科専攻必修		
				English to Go IV	2°	2～3	国際英語学科専攻必修		
				異文化理解	英語圏文化入門	2°	1～3	国際英語学科専攻科目	
	英語圏の現在A I				2	3～	国際英語学科専攻科目		
	英語圏の現在A II				2	3～	国際英語学科専攻科目		
	英語圏の現在B I				2	3～	国際英語学科専攻科目		
	英語圏の現在B II				2	3～	国際英語学科専攻科目		
	各教科の指導法 (情報機器及び 教材の活用を含む)			英語科教育法 I	2°	2	「資格科目」		
				英語科教育法 II	2°	2	「資格科目」		
				英語科教育法 III	2°	3	「資格科目」		
				英語科教育法 IV	2°	3	「資格科目」		
教職に関する科目	教育の基礎的理解に 関する科目	10	10	教育原理・教育課程論(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」		
				教職論(中高・養・栄)	2°	1	「資格科目」		
				教育制度論(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」		
				教育心理学(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」		
				特別支援教育(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」		
	道徳、総合的な学習 の時間等の指導法及 び生徒指導、教育相 談等に関する科目			道徳教育の指導法(中高・養・栄)	10 (8)	2°	2	「資格科目」注)2	
				教育方法論・総合的な学習の 時間の指導法(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」		
				特別活動の指導法(中高・養・栄)*	2°	2	「資格科目」		
				生徒・進路指導論(中等)	2°	3	「資格科目」		
				教育相談(中高・養・栄)	2°	3	「資格科目」		
	教育実践に 関する科目			5 (3)	5	教育実習 I (中高)	1°	3	「資格科目」事前・事後指導
				教育実習 II (中高)		4°	4	「資格科目」事後指導	
				2		教職実践演習(中・高)	2°	4	「資格科目」
法定最低修得単位数 中学一種55単位 高校一種47単位		必修合計単位数 中学一種73単位 高校一種71単位							

(注)単位数欄の○印は必修。

※網掛け科目…卒業単位(124単位)に含まれませんが、教職課程履修には必要科目です。

## ②大学が独自に設定する科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目				
大学が独自に設定する科目	最低修得単位	本学が定める最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
		3	人権教育	2°	1～3	全学共通科目
			介護等体験	1°	3～4	「資格科目」【履修条件(注2)を確認】
法定最低修得単位数 中学一種4単位 高校一種12単位		<b>必修合計単位数 3単位</b>				

(注)1. 単位数欄の○印は必修。

2. 「介護等体験」登録にあたっては、2年次終了までに登録しなければならない科目の内、**前期開講科目の単位修得ができていなければなりません。**

3. 法定の最低修得単位数に不足する中学一種1単位、高校一種9単位については、(1)の余剰単位で補うことになります。

## ③第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目				
第66条の6に定める科目	最低修得単位	本学が定める最低修得単位	科目名	単位数	配当年次	備考
日本国憲法	2	2	日本国憲法	2°	1～3	全学共通科目
体 育	2	2	健康・スポーツ科学実習A	1	1～3	2科目以上 選択必修 (全学共通科目)
			健康・スポーツ科学実習B	1	1～3	
			健康・スポーツ科学実習C	1	1～3	
			健康・スポーツ科学実習D	1	1～3	
外国語 コミュニケーション	2	4	英語会話Ⅰ	2°	1～3	全学共通科目
			英語会話Ⅱ	2°	1～3	全学共通科目
情報機器の操作	2	2	情報とコンピュータⅠ	1°	1～3	全学共通科目
			情報とコンピュータⅡ	1°	1～3	全学共通科目
法定最低修得単位数 8単位		<b>必修合計単位数 10単位</b>				

(注) 単位数欄の○印は必修。

\* 中学一種・高校一種とも、免許取得のためには、教育職員免許法施行規則に定められた法定最低修得単位を満たした上で、本学が定める最低修得単位を取得する必要があります。上記の表(1)、(2)、(3)の単位数の横に○印が付いた必修科目、選択必修科目、配当年次に注意して履修登録をしてください。

\* 配当年次が複数年度に及んで記載されている必修科目については、できるだけ早い学年に履修するようにして下さい。

\* 教育実習、介護等体験の履修については条件が設定されています。

【本学が定める最低必要単位数】

中学一種(英語)：(1)73単位+(2)3単位+(3)10単位=86単位

高校一種(英語)：(1)71単位+(2)3単位+(3)10単位=84単位

\* 本学では中学一種・高校一種の2つの免許を同時に取得するカリキュラムになっています。いずれかを選択することはできません。2つの免許を取得するためには中学一種免許(英語)の取得に必要な86単位を取得する必要があります。